

2018年4月吉日

御取引先様 各位

六価クロムの ISO/IEC17025 認定取得 及び 報告下限値のお知らせ

株式会社産業分析センター
品質管理部
取締役 佐藤 寿一

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社では「六価クロム※1 にかかる ISO/IEC17025 の認定」を取得致しましたのでお知らせ致します。(従来の認定範囲から拡大)

2017年3月に六価クロム分析に係る IEC62321-7-2 の規格が制定され、より高い精度管理の下で分析サービスを御提供させて頂くことを目的とし、認定機関※2 より当該規格の認定を取得致しました。

六価クロムにつきましては、分析規格により報告下限値が異なる事から下表のように統一させて頂きたく存じます。

表 六価クロム分析規格別報告下限値

分析規格	報告下限値(定量下限値)	備考
① 金属サンプル IEC62321-7-1	1.0ppm 防食被膜の場合：0.10 μg/cm ²	-----
② 樹脂・電子部品 IEC62321-7-2(不溶性・可溶性)※3	40ppm 但し、物性により変動有	検出下限値 8ppm 但し、物性により変動有
③ IEC62321 付属書 C (旧規格、アンチモン含有品等)	1.0ppm	-----

※1 分析規格 : IEC62321-7-1、7-2、付属書 C

※2 認定機関 : 独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター

※3 「IEC62321-7-2」につきましては、従来の報告下限値(1.0ppm)から規格で定められた定量下限値(40ppm)と比較し大幅に変更となるため、報告書へ掲載する下限値を検出下限値として選択頂くことも可能です。(通常は、定量下限値を併記)

但し、検出下限値を併記するには備考欄に「検出下限値である旨」を掲載させて頂きます。

また、御指定がない場合には定量下限値「40ppm」として御報告申し上げます。